

那珂川市人権教育・啓発基本方針に基づく実施計画

（令和 2 年度～令和 6 年度）

令和 2（2020）年 3 月

那 珂 川 市

はじめに

那珂川市では、市民一人ひとりの人権尊重の心を育み、あらゆる差別をなくし、明るく住みやすい那珂川市の実現をめざして、市全体で鋭意取り組んできました。

しかしながら、同和問題をはじめ、男女の人権に関する問題、子どもに関する問題、高齢者に関する問題、障がい者に関する問題等の様々な人権問題が今なお存在しており、さらにはパートナーや子ども、高齢者、障がい者等に対する虐待という深刻な人権侵害も増加しています。また、近年におけるインターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って、様々な人権問題に関する状況が変化し、インターネット上における差別的言動や情報の氾濫等の新たな課題が生じており、このような社会情勢の変化がある中で、国は平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、同年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)を施行しました。

本市においても、このような社会的情勢の変化や平成21(2009)年3月に策定した「那珂川市人権教育・啓発基本方針」(以下「基本方針」という。)にもとづき、本市の人権教育・啓発を推進するために「那珂川市人権教育・啓発基本方針に基づく実施計画」(以下「実施計画」という。)を見直しました。

第1章では、人権施策について、基本方針に示した「8つの分野別施策の推進」に係る体系に沿って表形式でまとめました。第2章では、今後の人権教育・啓発の総合的・効果的な推進についてまとめました。

本実施計画中の人権施策は、主管課等が積極的に連携を図りながら主体的に実施していくとともに、各事業について進捗状況を確認していきます。

なお、この実施計画における実施期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間とし、5年毎に実施計画の進捗状況を検証しながら計画内容を見直していきます。

目 次

第1章 分野別の施策展開	1
1 同和問題	1
(1) 啓発活動の充実	
(2) 人権センターの活性化	
(3) 恵子児童館活動の充実	
(4) 同和地区住民の就労支援の充実	
(5) 市同和教育研究協議会の充実	
(6) 社会教育事業の充実	
(7) 課題解決への取組	
2 男女の人権に関する問題	4
(1) 市民意識の育成	
(2) 女性の労働権の確立と両性の対等な就業条件・環境の整備	
(3) あらゆる分野での男女共同参画の推進	
(4) 男女平等をめざす教育・学習の充実	
3 子どもに関する問題	6
(1) 児童・生徒の人権意識を高める取組	
(2) 児童虐待を防止する取組	
(3) 子育てを支援する取組の推進	
(4) 障がい児保育・教育の充実	
(5) 不登校児童・生徒への支援	
(6) 一人ひとりを大切にした教育の充実	
(7) 青少年の健全育成への支援	
4 高齢者に関する問題	9
(1) 相談窓口の設置	
(2) 権利侵害からの保護	
(3) 介護サービスにかかる情報提供の充実	
(4) 社会参加の促進	
(5) 生活環境の充実	
5 障がい者に関する問題	11
(1) 障がい者理解の教育の充実	
(2) 社会参加の促進	
(3) 権利侵害からの保護	
(4) 情報提供の充実	
(5) 地域生活の支援	
(6) 生活環境の充実	
6 外国人に関する問題	13
(1) 多文化共生に向けての取組	
7 HIV感染者等に関する問題	13
(1) エイズやハンセン病に対する正しい知識の普及	
8 様々な人権問題	14
第2章 本実施計画の総合的・効果的な推進	15
1 全庁体制による人権行政の推進	
2 啓発事業のネットワーク化・組織化への研究	
3 人材の養成	
4 マスメディア等の活用	
5 啓発活動手法の研究	

第1章 分野別の施策展開

1 同和問題

- (1) 啓発活動の充実
- (2) 人権センターの活性化
- (3) 恵子児童館活動の充実
- (4) 同和地区住民の就労支援の充実
- (5) 市同和教育研究協議会の充実
- (6) 社会教育事業の充実
- (7) 課題解消への取組

事業概要

同和問題の早期解決をめざし、偏見や差別意識の解消や同和問題に関する認識の涵養等、人権尊重の精神の普及高揚を図るため、同和問題啓発強調月間の取組の充実や「人権フェスタなかがわ」の活性化等の啓発活動の推進と各種研修の充実に努める。

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総施策体系		
			施策大綱	基本施策	施策の概要
(1) 啓発活動の充実					
啓発紙等の充実	広く市民を対象に人権意識の高揚を図るため、各種人権啓発資料を作成し配布する。				
	①市内の児童生徒から人権標語・人権ポスター・人権作文を募集し、その優秀作品を掲載した「人権カレンダー」を作成配布する。	人権政策課	2	1	1
	②同和問題等啓発資料編集委員会により全市民を対象に「明るいあしたのために」「あしたへ生きる」を作成配布する。	人権政策課	2	1	1
	③広報なかがわに、奇数月の「子どもの目」による人権問題の啓発だけではなく、定期的な同和問題を中心とした啓発コーナーを載せる。	人権政策課	2	1	1
同和問題啓発強調月間の取り組み	同和問題を正しく理解するため、同和問題啓発強調月間において、街頭啓発や講演会、研修会を実施する。				
	①ＪＲ博多南駅、スーパー等店舗、幼稚園・保育所においてポスター・リーフレット・啓発品等を配布し街頭啓発を行う。	人権政策課	2	1	1
	②全職員を対象に街頭啓発事前研修会を実施する。	人権政策課	2	1	1
	③公共施設・金融機関等に懸垂幕・横断幕を設置し、ポスター・リーフレット・啓発品を配置する。	人権政策課	2	1	1

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総合施策体系		
			施策大綱	基本施策	施策の概要
	④啓発看板を設置する。（8箇所）	人権政策課	2	1	1
	⑤市民を対象とした同和問題講演会を実施する。	人権政策課	2	1	1
	⑥人権啓発ワッペンを市職員全員が着用する。	人権政策課	2	1	1
	⑦各種団体会員を対象に同和問題研修会を実施する。	各種団体主管課（※1）	2	1	1
人権週間の取り組み	人権意識の高揚を図るため、人権週間において、街頭啓発等の啓発事業を実施する。				
	①JR博多南駅、スーパー等店舗、幼稚園・保育所においてポスター・リーフレット・啓発品等を配布し街頭啓発を行う。	人権政策課	2	1	1
「人権フェスタながわ」の実施	豊かな人間関係を築き、人権が尊重される那珂川市をつくるため、各種団体の協力により実行委員会を組織し、住民を対象としたイベントを開催する。	人権政策課	2	1	1
人権の花運動の推進	市内の小学校を輪番とし、人権を大切にする心を涵養するため、筑紫地区人権擁護委員協議会と連携を図りながら人権の花運動を実施する。	人権政策課	2	1	1
市職員同和問題研修の実施	啓発の主体者としての力量を培うため、所属別研修、基礎認識研修等の職員研修を実施する。	総務課	3	1	1
指定管理者の人権・同和問題研修の実施	人権意識を高めるため、指定管理者に対し、人権・同和問題研修の推進と支援をする。研修の実施状況については、モニタリング（監視）で評価する。	主管課事務局（※2）	3	1	1

（2）人権センターの活性化

那珂川市人権センター運営業務委託	人権問題解決のための広まりと深まりを図るため、運営業務（管理的業務を除く）を人権問題の解決に係る専門的知識・経験を有する社会福祉法人等に委託する。	人権政策課	2	1	2
------------------	---	-------	---	---	---

（3）恵子児童館活動の充実

恵子児童館情報の発信	恵子児童館設置の目的を広く市民に周知するため、事業内容を紹介した情報紙を発行する等、恵子児童館情報を発信する。	人権政策課	2	1	2
------------	---	-------	---	---	---

（4）同和地区住民の就労支援の充実

同和地区住民の就労対策	同和地区住民の就職の機会均等を保障するため、5市で筑紫地区同和対策就職促進協議会を組織し、筑紫地区企業同和問題推進委員会との連携や就職支援システムの登録企業の拡大を図る。	産業課	2	1	2
-------------	---	-----	---	---	---

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総施策体系		
			施策 大綱	基本 施策	施策の 概要

(5) 市同和教育研究協議会の充実

那珂川市同和教育研究協議会の充実	同和問題を自分のものとして捉え行動できるひとづくり、仲間づくりのため、組織的な学習を深め啓発力を向上させるとともに、会員の拡充を図る。	社会教育課	2	1	1
------------------	---	-------	---	---	---

(6) 社会教育事業の充実

区公民館における研修会の支援	人権を尊重する地域づくりに向け、ひとりでも多くの市民に参加してもらえるような魅力ある研修会とするため、市民のニーズに沿った多様な講師の派遣等を支援する。	社会教育課	2	1	1
社会教育団体の研修会の実施	人権意識の高揚を図るため、市内の社会教育関係団体毎に人権問題研修会を実施する。	社会教育課	2	1	1

(7) 課題解決への取組

同和問題実態把握	同和問題の早期解決を図るため、人権・同和問題に対する市民の意識及び地区住民の生活実態を把握する。	人権政策課	2	1	2
----------	--	-------	---	---	---

※1「各種団体主管課」 人権政策課、安全安心課、福祉課、高齢者支援課、総務課、経営企画課、議会事務局、産業課、学校教育課、社会教育課、文化振興課

※2「主管課」 福祉課、子育て支援課、環境課、地域づくり課、社会教育課、文化振興課
「事務局」 財政課

2 男女の人権に関する問題

- (1) 市民意識の育成
- (2) 女性の労働権の確立と両性の対等な就業条件・環境の整備
- (3) あらゆる分野での男女共同参画の推進
- (4) 男女平等をめざす教育・学習の充実

事業概要

男女の人権尊重を基盤に、家庭、地域、職場等あらゆる分野で男女平等観に立った男女共同参画社会の形成をめざし、ジェンダー平等(※3)の視点に立った人権啓発や男女平等教育の推進等の施策を推進する。

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総施策体系		
			施策大綱	基本施策	施策の概要
(1) 市民意識の育成					
男女共同参画を進めるリーダーの育成	男女共同参画を進める指導的立場に立つ人材を育成するため、人材バンクづくりに取り組む。併せて、各種団体への情報提供や研修会を支援する。	人権政策課	2	2	2
DV（※4）等の性による差別から生じるあらゆる暴力を防止するための啓発	DVやセクシュアルハラスメント（※5）、性犯罪、ストーカー、高齢者虐待等、性による差別から生じる暴力、犯罪を防止するため、啓発パンフレット等を作成し啓発に努める。	人権政策課 高齢者支援課	2	2	1
市の情報発信への女性の参画と、男女共同参画の視点での配慮	ジェンダー意識（※6）を助長しないようにするため、市広報紙やホームページ等の情報発信において十分配慮を行う。	人権政策課 総務課	5	4	1
(2) 女性の労働権の確立と両性の対等な就業条件・環境の整備					
商工業における男女共同参画推進のための商工会・事業所との連携	商工業の雇用の場における男女共同参画推進のため、市商工会、市内事業所と連携して情報提供、啓発を行う。	産業課	2	2	2
事業所への男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働基準法等の周知	職場における男女間の格差を是正するため、事業所・事業主に対して法律や規制等の周知を行う。	産業課	2	2	2
(3) あらゆる分野での男女共同参画の推進					
審議会等への女性の参画を促進していくための人材に関する情報の収集・提供	審議会等へ女性の参画を促進していくため、市内、近隣市在住の、審議会等委員として活躍できる女性の人材について情報収集を行い、必要に応じて人材活用が図れる体制づくりを実施する。	人権政策課	2	2	2

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総施策体系		
			施策 大綱	基本 施策	施策の 概要
審議会等における委員のクォータ制（※7）の定着	審議会等の委員のクォータ制の確立のため、女性の積極的登用を進める。	人権政策課	2	2	2
男女共同参画審議会の運営	男女共同参画社会の形成に関する情報を周知するため、男女共同参画審議会において毎年、男女共同参画プランに基づく、施策の実施状況についての調査審議を行い、審議会の意見と併せ、進捗状況等を広報等で積極的に公表していく。	人権政策課	2	2	2
市職員の男女共同参画意識と資質が向上するための研修の実施	市職員を対象に、男女共同参画意識と資質を向上させるため、計画的に研修会を実施する。	総務課 人権政策課	3	1	2
固定的性別役割分業にとらわれない地域活動の推進	地域における様々な活動に男女の区別なく参加できるようにするため、楽しみを共有できる男女共同参画の地域が築かれるよう支援していく。	人権政策課	2	2	1
生活的自立のための各種講座開催	生活的自立に必要な基礎的技術を習得するため、男性の料理教室、家事教室や生活に役立つ講座等を開催する。	健康課 人権政策課 社会教育課	4	1	1

(4) 男女平等をめざす教育・学習の充実

ジェンダー平等の視点に立った人権啓発の推進	ジェンダー平等意識を育てるため、市民や関係団体に対し、ジェンダー平等の視点に立った人権啓発を推進する。	人権政策課	2	2	1
様々な場、団体への男女共同参画出前講座の実施	ジェンダー平等意識を育てるため、出前講座等で、様々な場や団体を通して研修・啓発を行う。	人権政策課	2	2	1

※3「ジェンダー平等」 社会的・文化的につくられた性別を「ジェンダー（gender）」と表現し、生物的な性別であるセックス（sex）とは区別して使われる。ジェンダー意識から解放され、個性に基づいて自分らしく生きること。

※4「DV（ドメスティック・バイオレンス）」 夫婦や恋人等親密な関係にある、またはあった相手から振るわれる暴力のこと。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分でなかったことから、この問題に対する取り組みが急がれている。暴力には身体的なものだけではなく精神的・経済的・性的な暴力等を含む。

※5「セクシャルハラスメント」 職場等で、相手の意に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動のこと。

※6「ジェンダー意識」 「男は仕事、女は家庭」の性別役割等、社会的・文化的につくられた性別にとらわれた意識のこと。

※7「クォータ制」 審議会等の委員の数が男女いずれかに偏らないように、比率を決めること。

3 子どもに関する問題

- (1) 児童・生徒の人権意識を高める取組
- (2) 児童虐待を防止する取組
- (3) 子育てを支援する取組の推進
- (4) 障がい児保育・教育の充実
- (5) 不登校児童・生徒への支援
- (6) 一人ひとりを大切にした教育の充実
- (7) 青少年の健全育成への支援

事業概要

子どもをめぐる様々な問題に対して、人権尊重の視点に立ち、子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、心身の健全育成をめざして家庭・学校・地域が連携して取組の推進を図る。

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総施策体系		
			施策大綱	基本施策	施策の概要
(1) 児童・生徒の人権意識を高める取組					
恵子児童館事業の充実	恵子児童館を児童の人権教育・啓発の拠点とするため、人権情報の発信や各種人権研修、人権イベント等を企画、開催する。	人権政策課	2	1	1
恵子児童館企画・クラブの実施	人権を大切にする子どもたちを育てるため、恵子児童館企画、恵子児童館クラブ、夏休み特別企画等を実施する。	人権政策課	2	1	1
おはなし会の実施	乳幼児の人権意識を育む感性を育てるため、読書に対する興味・関心を深め、想像力を豊かにするお話し会を乳幼児とその保護者を対象に実施する。	こども応援課 人権政策課	2	1	1
恵子児童館子どもまつりの開催	子どもの人権意識を高めるため、恵子児童館子どもまつりを開催する。	人権政策課	2	1	1
人権作文・人権ポスター・人権標語の募集・表彰	人権感覚を高め、人権・同和教育を推進するため、市内の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒から人権作文、ポスター、標語等の作品を募集し、優秀賞作品の展示及び表彰等を実施する。	人権政策課	2	1	1
学校における人権・同和教育の充実	人権意識を高めるため、児童・生徒向けの副読本等の活用により、学校における人権・同和教育を推進する。	教育指導室	2	3	1
教職員、保育所職員に対する人権研修の促進	学校や幼稚園、保育所において充実した人権教育を行うため、教職員や保育所職員を対象とした各施設独自の人権研修会の実施や市内外で開催される各種研修会や研究会等への職員の参加を積極的に推進する。	教育指導室 子育て支援課	2	3	1
市立幼稚園における人権教育の充実	幼児の人権意識を高めるため、豊かな感性をもって人とかわることのできる力をつけていく人権・同和教育を行う。	子育て支援課	2	3	1
保育所における人権教育の充実	保育園児の人権に関する感性を高めるため、国際交流や障がいのある子どもとの交流等、様々な人とふれあう保育を行う。	子育て支援課	2	3	1

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総施策体系		
			施策 大綱	基本 施策	施策の 概要

(2) 児童虐待を防止する取組

児童虐待防止対策の推進	児童虐待に関して、広報等を通じて防止を呼びかけるとともに、虐待を行う保護者や虐待を行う恐れがある保護者のケアや助言を行うため、家庭児童相談員や保健師等による家庭訪問や見守りを行う。	こども応援課 健康課	4	2	3
「要保護児童対策連絡協議会」の設置・運営	児童虐待に効果的に対応するため、「要保護児童対策連絡協議会」を継続して設置し運営する。	こども応援課	4	2	3

(3) 子育てを支援する取組の推進

家庭教育学級の実施	家庭、地域で人権尊重の視点に立った子育てを行うため、子どもの人権を尊重することの大切さを学習の要素に取り入れ、実施する。	社会教育課	2	3	2
恵子児童館及びふれあいこども館の運営	地域子育て支援拠点として、恵子児童館及びふれあいこども館を運営し、幼児・児童に遊びの場を提供する等、両施設で連携を図り事業を実施する。	こども応援課 人権政策課	4	2	2
子育てサークルの活動の場の提供	子育てサークルを支援するため、活動場所として恵子児童館やふれあいこども館等、公共施設を提供する。	こども応援課 人権政策課	4	2	1
インターネット等による子育て情報の充実	ホームページや子育て情報サイト、子育て情報誌に子育てに関する情報を掲載し、内容の充実を図る。	こども応援課 人権政策課	4	2	1
育児相談の実施	親が抱く子育ての不安を解消するため、保健師等による育児相談を実施する。	健康課 こども応援課	4	2	1
かわせみバスの運賃割引	かわせみバスでの外出機会の創出を図るため、小学生以下の子どもに対する運賃割引を行う。	都市計画課	5	1	2

(4) 障がい児保育・教育の充実

障がい児保育・教育の推進	障がいのある乳幼児が、保育所や市立幼稚園、学童保育所等に支障なく入所(園)できるようにするため、保育士や教員等を加配できる制度を整備する。	子育て支援課	4	4	1
通級指導教室の設置	学習面や行動面、社会性に関して課題を有する児童・生徒の成長を支援するため、通級指導教室を設置する。	学校教育課	2	3	1
特別支援学級の設置	障がいや特性のある児童・生徒の成長を支援するため、市内の小・中学校に特別支援学級を設置する。	学校教育課	2	3	1
障がい児保育に関する職員研修の充実	障がいに応じた保育や教育を行うため、障がい児保育や教育に関する研修への参加を促し、保育所職員や教職員の資質向上を図る。	学校教育課 子育て支援課	2	3	1
特別支援教育センターの設置・運営	特別支援教育センターに特別支援教育担当指導主事及び、臨床心理士等の専門的な職員を配置し、関係部署との連携を図りながら、幼児期から小・中学校まで一貫した取組を行う。	学校教育課	2	3	1
療育センターの設置・運営	療育が必要な子どもの成長を支援するため、療育センターにじいろキッズを設置し運営する。	福祉課	4	4	2

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総施策体系		
			施策 大綱	基本 施策	施策の 概要

(5) 不登校児童・生徒への支援

適応指導教室の充実	心理的、情緒的又は発達障がい等の原因で登校できない状況にある児童・生徒をケアし、登校できるように促すために、適応指導教室の充実を図る。	教育指導室	2	3	1
スクールソーシャルワーカー（※8）の配置	不登校等の問題を抱える児童・生徒が置かれた環境の改善を図るため、関係機関と連携しながら支援する。	教育指導室	2	3	1

(6) 一人ひとりを大切にした教育の充実

学校における授業 研修体制の確立	教員の指導力を高めるため、計画的な校内研修や研究発表会等を実施する。	教育指導室	2	3	1
体罰の防止のための 教職員等への人 権教育	学校における指導において、体罰を行うことのないよう、研修や指導を徹底する。	教育指導室	2	3	1

(7) 青少年の健全育成への支援

青少年育成活動の 支援	地域が一体となった青少年の健全育成に向けた取り組みを推進し、子ども自身が自分を大切にする心、他人を思いやる心を涵養するため、積極的な活動を支援する。	社会教育課	2	3	2
----------------	--	-------	---	---	---

※8「スクールソーシャルワーカー」 いじめ、不登校、児童虐待等、児童・生徒の問題行動等の状況やその背景にある心の問題とともに、家族、友人関係、地域、学校等の児童・生徒が置かれている環境の問題に対し、地域の関係機関が連携し様々な環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用し問題を抱える児童・生徒に支援を行う人のこと。

4 高齢者に関する問題

- (1) 相談窓口の設置
- (2) 権利侵害からの保護
- (3) 介護サービスにかかる情報提供の充実
- (4) 社会参加の促進
- (5) 生活環境の充実

事業概要

高齢者が人としての尊厳を保ち、健康で豊かな生活ができる地域社会の構築のため、相談体制の充実や情報の提供をはじめ、生活環境の充実等、福祉のまちづくりを推進する。

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総施策体系		
			施策大綱	基本施策	施策の概要
(1) 相談窓口の設置					
地域包括支援センター活動の充実	高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、医療・保健・福祉に関する総合的な相談業務を行う。	高齢者支援課	4	3	3
(2) 権利侵害からの保護					
地域包括支援センター機能の充実	高齢者の人権を尊重した支援を行っていくため、様々な処遇困難ケース等を検討する会議を開催する。	高齢者支援課	4	3	3
権利擁護事業の推進	高齢者の権利を擁護するため、研修の場の設定やパンフレットの配布等により、成年後見制度の普及を図るとともに、地域包括支援センターにおいて、成年後見制度や介護保険制度の利用にかかる支援、高齢者虐待の相談に応じる。	高齢者支援課	4	3	3
(3) 介護サービスにかかる情報提供の充実					
サービス体制等推進事業	高齢者に対する人権侵害を防止するため、パンフレット等により介護サービスにかかる情報提供や、サービスの質の確保、向上を図る。	高齢者支援課	4	3	1
(4) 社会参加の促進					
高砂大学の実施	受講生である高齢者の人権が守られ、自らを大切にする心を涵養することで、安心して暮らしていける活力、生きがいを身に付けるため、講座の充実を図る。	社会教育課	2	3	2
いきいきリフレッシュ教室の開催	高齢者のひきこもりを防ぎ、積極的に交流と生きがいづくりを進めるため、教室を開催する。	高齢者支援課	4	3	1
移送サービス事業	在宅の支援高齢者等に対し、社会参加の促進や利便性を図るため、移送サービスを提供する。	高齢者支援課	4	3	3
敬老会事業	高齢者の長寿を祝福すると同時に、世代間交流を図り、地域での見守りにつなげるため、各行政区で実施される敬老会事業の助成を行う。	高齢者支援課	4	3	2
かわせみバスの運賃割引	かわせみバスでの外出機会の創出を図るため、高齢者に対する運賃割引を行う。	都市計画課	5	1	2

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総施策体系		
			施策 大綱	基本 施策	施策の 概要

(5) 生活環境の充実

配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対し、配達時における安否確認を行い、また健康の維持といつまでも自立した生活を送ることができるようにするため、配食サービスを行う。	高齢者支援課	4	3	3
緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らし高齢者を対象に、事故の未然防止と安否確認を行うため、貸与を行う。	高齢者支援課	4	3	3
紙おむつ給付サービス事業	在宅の介護高齢者に対し、生活の質の向上、また経済的負担の軽減を図るため、紙おむつの給付を行う。	高齢者支援課	4	3	3
住宅改修費の助成	在宅の介護高齢者に対し、継続的な在宅生活を支援するため、住宅改造にかかる資金を助成し、日常生活の便宜を図る。	高齢者支援課	4	3	3
在宅高齢者短期保護事業	虚弱高齢者や同居家族の支援を行うため、援護の一環として、短期間養護老人ホーム等に保護する。	高齢者支援課	4	3	3
老人福祉施設入所措置事業	虚弱な高齢者が在宅において、環境上の理由及び経済的理由により養護を受けることが困難な場合について虚弱高齢者の支援を行うため、養護老人ホーム等に措置する。	高齢者支援課	4	3	3
災害時支援の充実	災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するため、支援体制を整備する。	安全安心課	3	3	2

5 障がい者に関する問題

- (1) 障がい者理解の教育の充実
- (2) 社会参加の促進
- (3) 権利侵害からの保護
- (4) 情報提供の充実
- (5) 地域生活の支援
- (6) 生活環境の充実

事業概要

障がいの有無にかかわらず共に生活する活動社会を目指し「ノーマライゼーション（※9）」の理念に基づいて、「生活支援の充実」「自立や社会参加の促進」「誰もが住みやすいまちづくりの推進」を基本目標に設定し取り組む。

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総施策体系		
			施策 大綱	基本 施策	施策の 概要

(1) 障がい者理解の教育の充実

障がい者理解の促進	市民や事業者等へ障がいについての正しい理解と認識を深めるため、広報紙やホームページ等の各種情報媒体等における周知及び各種講座・講習、イベントへの支援を行う。	福祉課	4	3	1
-----------	--	-----	---	---	---

(2) 社会参加の促進

外出支援の充実	屋外での移動が困難な障がい者が安心して外出ができるようにするため、各種の外出支援サービスの充実に努める。	福祉課	4	4	1
コミュニケーション支援の推進	視覚、聴覚、音声・言語機能に障がいのある人が多くの人と円滑にコミュニケーションを行うことができるようにするため、手話通訳者等の派遣を行うとともに、手話通訳者の設置事業を推進する。	福祉課	4	4	1
公益的施設等のバリアフリー（※10）化の指導、助言	公益的施設等の建築にあたり、高齢者や障がいのある人をはじめすべての人が、安全かつ快適に利用できるようにするため、「那珂川市福祉のまちづくり環境整備指針」に基づく、バリアフリー化の施設整備の指導、助言を行う。	都市計画課	4	4	3
市道における歩道のバリアフリー化の推進	高齢者や障がいがある人をはじめすべての人が、安全かつ安心して利用できるよう、市道における歩道のバリアフリー化を推進する。	建設課	5	1	1
かわせみバスの運賃割引	かわせみバスでの外出機会の創出を図るため、障がいのある方に対する運賃割引を行う。	都市計画課	5	1	2

(3) 権利侵害からの保護

権利擁護の普及	障がい者の権利を擁護するために、福祉サービスの利用促進や日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」制度や障害者差別解消法における不当な差別の禁止等の周知に努める。	福祉課	4	4	3
---------	--	-----	---	---	---

(4) 情報提供の充実

情報提供の充実	障害者総合支援法に基づく新たな生活支援制度の円滑な実施を図るため、制度改革の内容や各種サービスの利用法等について、広報、情報提供に努め周知を図る。	福祉課	4	4	1
---------	---	-----	---	---	---

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総施策体系		
			施策 大綱	基本 施策	施策の 概要

(5) 地域生活の支援

災害時支援の充実	災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するため、支援体制を整備する。	安全安心課	3	3	2
ケアマネジメント（※11）実施体制の充実	様々な障がいの特性に応じた支援を行うために、ケアマネジメントを実施し関係各課及び相談支援事業者等の関係機関との連携を図り、情報の共有化に努め、助言や指導ができる体制の充実を図る。	福祉課	4	4	1
地域生活支援事業の推進	地域の実情に応じて実施する相談、移動、コミュニケーションの支援等を行うため、地域生活支援事業の利用を推進する。	福祉課	4	4	1
精神保健事業の充実	精神障がい者への理解を深めるとともに、こころの健康問題を抱える本人や家族を支援するため、講座や相談等の精神保健事業の充実を図る。	健康課	4	4	1
相談支援の充実	本人や家族からの相談に応じ、適切な医療・保健・福祉サービスにつなげるため、相談体制の整備とともに関係機関との連携に努め相談支援体制の充実を図る。	福祉課 健康課	4	4	1
療育支援の充実	心身の発達に遅れがあるまたは、そのおそれがある乳幼児等及び保護者に対して、適切な支援を提供するために、医療機関や障がい児施設等の関係機関等との連携による療育相談・支援体制の充実を図る。	福祉課	4	4	2

※9「ノーマライゼーション」 高齢者や障がい者等を施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方のこと。また、それに基づく社会福祉政策のこと。

※10「バリアフリー」 心身の障害等でハンディキャップのある人にとって、障壁（バリア）となる物理的、制度的、文化・情報面、意識が取り除かれた状態のこと。その取り組みがバリアフリー化。

※11「ケアマネジメント」 社会的ケアを必要とする人々に対して、もっとも効果的でかつ効率的なサービスと資源を紹介、斡旋するとともに、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価する方法のこと。

(6) 生活環境の充実

配食サービス事業	障がい等のため、毎日の食事の準備が困難な人に対して、健康・食生活の改善及び安否の確認のため昼食や夕食を配食する。	福祉課	4	4	1
緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らしの身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている人に対して簡単な操作で緊急事態を自動的に受信センターへ通報する装置を貸し出しを行う。	福祉課	4	4	1
紙おむつ給付サービス事業	在宅の寝たきり重度身体障がい者で、紙おむつを必要とする人に給付を行う。	福祉課	4	4	1
住宅改修費の助成（※12）	玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等を改修し、重度障がい者が生活しやすい住宅にするために、改修工事費用の一部（上限30万円）を助成する。	福祉課	4	4	3

※12住宅改修費の助成金額は、対象工事の総費用のうち「那珂川市障害者等日常生活用具給付事業」の支給決定額を除いた分となる。

6 外国人に関する問題

(1) 多文化共生に向けての取組

事業概要

市民一人ひとりが国際理解を深め、外国籍の住民も地域の一員として地域づくりに参画できるよう、異なる生活文化や考え等を理解し、相互の人権を尊重しあうことのできる共生社会の実現に向けた取組を推進する。

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総施策体系		
			施策 大綱	基本 施策	施策の 概要

(1) 多文化共生に向けての取組

国際文化交流サークルの活動支援	市内外の外国人を対象に、生活文化交流や国際理解を図るため、活動を支援する。	文化振興課	2	3	2
かわせみ杯の実施	那珂川市の小・中学生を対象として、日頃の学習で身に付けたコミュニケーション能力を発揮する場を設定し、英語での発表や交流の機会を通して英語力の向上を図るとともに、グローバル社会で活躍する人材の育成を支援する。	教育指導室	2	3	1

7 HIV感染者等に関する問題

(1) エイズやハンセン病に対する正しい知識の普及

事業概要

HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別が生じないよう正しい知識の普及と啓発に努める。

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総施策体系		
			施策 大綱	基本 施策	施策の 概要

(1) エイズやハンセン病に対する正しい知識の普及

啓発活動の推進	国・県等と連携し、偏見や差別を解消するため、啓発活動を推進する。	人権政策課 健康課	2	1	1
---------	----------------------------------	--------------	---	---	---

8 様々な人権問題

事業概要

ホームレスの人たち、刑を終えて出所した人たち、犯罪被害者とその家族の人たち、情報化社会における人権侵害、性的少数者、アイヌの人々等の人権問題等について、市民が正しい認識をもち、正しく対応できるよう啓発活動等の推進に努め、今後新たに生じる人権問題についても、その解決に取り組む。

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）	主管課	第5次総施策体系		
			施策大綱	基本施策	施策の概要
○刑を終えて出所した人等					
啓発活動等の推進	国・県等と連携し、偏見や差別を解消するため、啓発活動等を推進する。	人権政策課	2	1	1
「社会を明るくする運動」の実施	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について、市民の理解を深めるため、保護司会を中心として市民集会を開催する。	人権政策課	2	1	1
○犯罪被害者等					
支援体制の整備	国・県等の関係機関との連携を図り、支援体制を整備する。	福祉課	2	1	1
○ホームレス者への対応					
支援体制の整備	国・県等の関係機関との連携を図り、支援体制を整備する。	福祉課	2	1	1
○情報化社会における人権侵害					
啓発活動等の推進	サイト管理者やプロバイダーに対して、人権に配慮した対応を強く求めるため、法務局や警察等関係機関との連携を深める。	人権政策課	2	1	1
○性的少数者					
啓発活動等の推進	国・県等と連携し、偏見や差別を解消するため、啓発活動等を推進する。	人権政策課	2	1	1
○アイヌの人々					
啓発活動等の推進	国・県等と連携し、偏見や差別を解消するため、啓発活動等を推進する。	人権政策課	2	1	1

第2章 今後の人権教育・啓発の総合的・効果的な推進について

あらゆる人権問題の解決に向けて、全庁的な推進体制の構築と総合的・効果的な人権教育・啓発を図るために、新たな取り組みの検討を行っていきます。

事業名	事業内容 5年間（令和2年度～令和6年度）
1 全庁体制による人権行政の推進	①本実施計画の実施状況の検証・評価 - 人権施策推進本部会議等の開催 人権施策推進本部会議及び人権施策推進審議会において、実施状況の把握・計画のフォローアップを行う。 - 人権施策検討委員会の開催 人権施策検討委員会において、実施状況の検証・評価を行う。 ②人権問題に関わる担当部局の連携 - 様々な人権問題に関わる主管課が、それぞれ具体的な施策を推進するとともに、啓発活動や相談事業について連携を深める。 ③講師の養成 - 講師養成講座の開催 - 職員同和問題研修を活用し、職員が講師となれるような研修を行う。 - 過去の差別事件・事象を風化させないための職員間による研修を行う。 （退職者を含む）
2 啓発事業のネットワーク化・組織化の推進	より効果的な啓発を行うため、各種啓発事業のネットワーク化及び組織化を推進する。 - 効果的な啓発を行うネットワークの研究及び組織づくりを推進する。 - 区公民館連絡協議会をはじめとする社会教育関係団体や商工会・企業・事業所等とのネットワーク化を推進する。
3 人材の養成	市民を対象に、地域や企業等において指導的な役割を果たせるよう講師育成講座を実施する。
4 マスメディア等の活用	新聞、ケーブルテレビ、FMラジオ等のマスメディア及びホームページやSNS等を活用して、人権教育・啓発に関する情報を積極的に提供する。
5 啓発活動手法の研究	より効果的な啓発を行うため、各種啓発事業の見直しも含め研究を行う。